



# 議員活動がわらばん

[連絡先] 米子市内町53 ☎(0859)33-6475 FAX(0859)23-0268

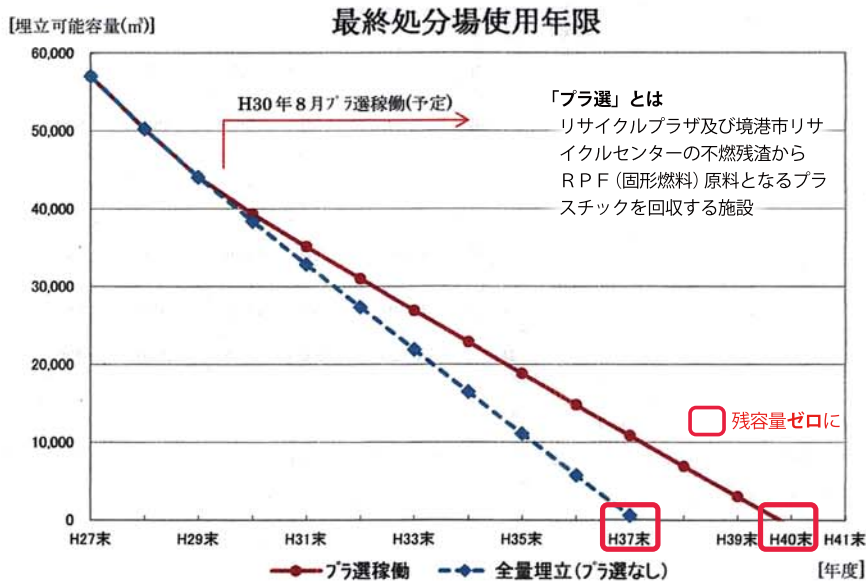
米子市淀江町淀江553-4 ☎(0859)56-3339 FAX(0859)56-2905

ご意見をお寄せ下さい

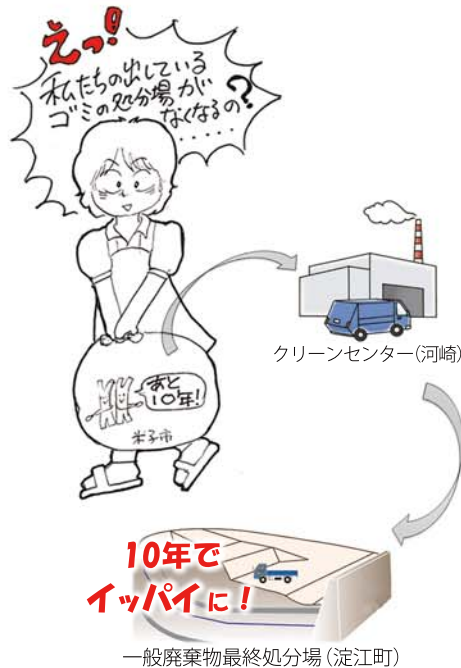
[HP] <http://dokohitoshi.mimoza.jp/> [メールアドレス] [dokohitoshi@my-s-pace.jp](mailto:dokohitoshi@my-s-pace.jp) (会派:希望)

## 一廃は もうすぐ イッパイだ!

現在 供用中の  
一般廃棄物最終処分場



<西部広域行政管理組合ゴミ処理施設等調査特別委員会(2017年1月20日)の資料を元に作成>



現在、私たちが毎日出す家庭ゴミなどの最終処分のため使っている一般廃棄物最終処分場(淀江町小波)は、あと10年程度で満杯になってしまいます。次期一般廃棄物最終処分場をどこに造るかは決まっています。

実は、現在の処分場の隣には、もともと一般廃棄物最終処分場として使用が予定されていた空き地(約半分は米子市有地)があるのです。そしてまさにその用地に県及び事業センターは「産廃処分場」を作ろうとしているのです。

**今、「米子市民の生活を守る」ために優先すべきは、米子市有地を産廃処分場に提供することではなく、一般廃棄物最終処分場として活用することだ!**

### 産業廃棄物とは? 一般廃棄物とは?

産業廃棄物(産廃)とは、事業活動によって排出される廃棄物で危険性の観点から法律で規定されたもの(燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くずなど20種類)。

それ以外の廃棄物(一般家庭からのゴミや、企業などから排出されるが上記に該当しないもの)を「一般廃棄物」と呼びます。

### 最終処分とは?

どうにも処理(リサイクル、リユース(再利用)など)できない不燃物や燃やした後の残りもの(灰など)を埋め立て処分すること。

<この広報紙は、米子市議会政務活動費の一部を使って発行しています>